

千葉県産業支援技術研究所研修生取扱要領

(目的)

第1 千葉県産業支援技術研究所（以下「研究所」という。）における研修生の取扱いについては、この要領の定めるところによる。ただし、国外からの研修生の取扱いについては、知事が別に定めるところによるものとする。

(定義)

第2 研修生とは、研究所の業務に関連ある団体（「公共的団体等研修生取扱要綱」に定める団体を除く。）又は事業所が派遣する者で、研究所長（以下「所長」という。）の許可を得て技術の研修を受ける者をいう。

(申請)

第3 研修生を派遣しようとする団体及び事業所の長（以下「申請者」という。）は、次の各号の書類により研修希望の2週間前までに所長に申請しなければならない。

(1) 研修生許可申請書（様式第1）

(2) 研修生の履歴書

(資格)

第4 研修生は、県内産業の振興に寄与することのできる将来性のある者とする。ただし、所長が特に必要と認めた場合は、それ以外の者を受け入れることができるものとする。

(許可)

第5 所長は、研修生としての資格を具備した者であって、研究所の業務に支障がないと認めたとき研修の許可をするものとする。

2 所長は、前項の許可をしたときは、これを申請者に通知するものとする。

(様式第2)

(誓約)

第6 研修生として許可された者は、研修初日までに次の各号の書類を所長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第3）

(2) 保証書（様式第4）

2 前項の書類の提出のないときは、所長は第5の許可を取り消すものとする。

(指導担当)

第7 所長は、指導担当者を指名して研修テーマの修得に沿うよう計画的に指導を行うものとする。

(研修期間)

第8 研修期間は、6か月を超えない範囲において必要な期間とする。ただし、所長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(研修生の服務及び身分取扱等)

第9 研修生の服務及び身分扱い等については、次によるものとする。

- (1) 研修生は、県の職員の身分を併せ有するものではないこと
- (2) 研修生は、当該期間中県の定めた服務規程に従うこと
- (3) 研修生は、指導担当者と密接な連絡のもとに研修に従事し、機械使用等については、すべて指導担当者の指示に従うこと
- (4) 研修生が、機器設備等を損傷した場合は、申請者において補修又は弁償すること。ただし、所長が認めたときはこの限りではない。
- (5) 所長は、研修生が次の事項に該当すると認められたときは、直ちに研修生の資格を取り消すことができる。なお、この場合にあつては、所長は、文書でその旨を研修生に通知するものとする。
 - ア 研究所の業務に支障をきたす行為があつたとき
 - イ 研究所の社会的評価を貶める行為があつたとき
 - ウ 県の定めた服務規程に違反した行為の生じたとき
 - エ 正当な理由がなく欠勤を繰り返したとき
 - オ その他、研修生としてふさわしくないと所長が判断したとき
- (6) 研修生の給与、その他の給付及び旅費は、申請者において負担するものとする。
- (7) 研修生の健康管理は、申請者において行うものとする。

(災害補償)

第10 研修生が研修中の業務によって負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は申請者において行うものとする。

(研修経費の負担)

第11 研修に要する経費については、すべて申請者において負担するものとする。

(研修結果の通知)

第12 所長は、研修結果を申請者に通知することができる。(様式第5)

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、研修生に関し必要な事項は所長が定める。

附則

- 1 この要領は平成元年9月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は平成15年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は令和元年5月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は令和3年10月1日から施行する。